株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.

18-D-1018
2019 年 3 月 22 日

JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド評価の結果を公表します。

カナディアン･ソーラー グリーン証券化 エクイティ信託 1 信託受益権に Green 1 を付与

評価対象	：	カナディアン・ソーラー グリーン証券化 エクイティ信託 1 信託受益権
分類	：	信託受益権
配当率	：	実績配当
信託設定日	：	2018 年 8 月 6 日
信託満了日	：	2037 年 9 月 30 日
償還方法	：	信託契約書に定める方法による
資金使途	：	受託者による匿名組合出資持分の取得

＜グリーンボンド評価結果＞

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営体制及び透明性評価	m1

第 1 章:評価の概要

カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社（CSP）は、2014 年にカナディアン・ソーラー・ジャパン社から分離した、太陽光発電所事業に特化した会社である。主として再生可能エネルギー発電設備（電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法第 2 条第 3 項に定めるもの）及びこれに付随する再エネ発電設備・不動産等の開発を行っており、CSP の子会社であるカナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社（CSAM）が CSP の開発した資産を運用している。

CSP ならびに CSAM は、カナディアン・ソーラー・インク（CSI）のグループ会社である。

今次評価対象は、CSP が開発を行い CSAM がアセットマネージャーとなっている匿名組合出資の信託受益権である。本資金による取得資産は、CSP の投資方針に従って開発された 2 件の太陽光発電設備であ

り、JCR は、すべて第三者による技術デューディリジェンスレポート、土壌汚染レポート等を取得したことを確認している。その結果、環境改善効果を上回るような深刻な環境への負の影響を及ぼす可能性はなく、CO_2 排出削減に大きく資するグリーンプロジェクトであると JCR は評価している。

また、今次評価対象の匿名組合出資の信託受益権は、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」において“g1”、「管理・運営体制及び透明性評価」において “m1”としたため、「総合評価」は“Green1”とした。詳細な評価結果については次章で詳述する。また、本信託受益権は、グリーンボンド原則[1]及び環境省によるグリーンボンドガイドライン[2]において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

[1] ICMA（International Capital Market Association）が作成したグリーンボンド原則

[2] 環境省　グリーンボンドガイドライン 2017 年版

第 2 章:各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ 1 ： グリーン性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対する JCR の評価を踏まえ、本信託受益権の資金使途の 100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

（1）評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。

（2）評価対象の現状と JCR の評価

資金使途の概要

本件の評価対象は、2 つのプロジェクトの太陽光発電設備に係る匿名組合出資持分の信託受益権である。本件のスキーム図ならびに対象資産を下図にて示す。

（スキーム図）

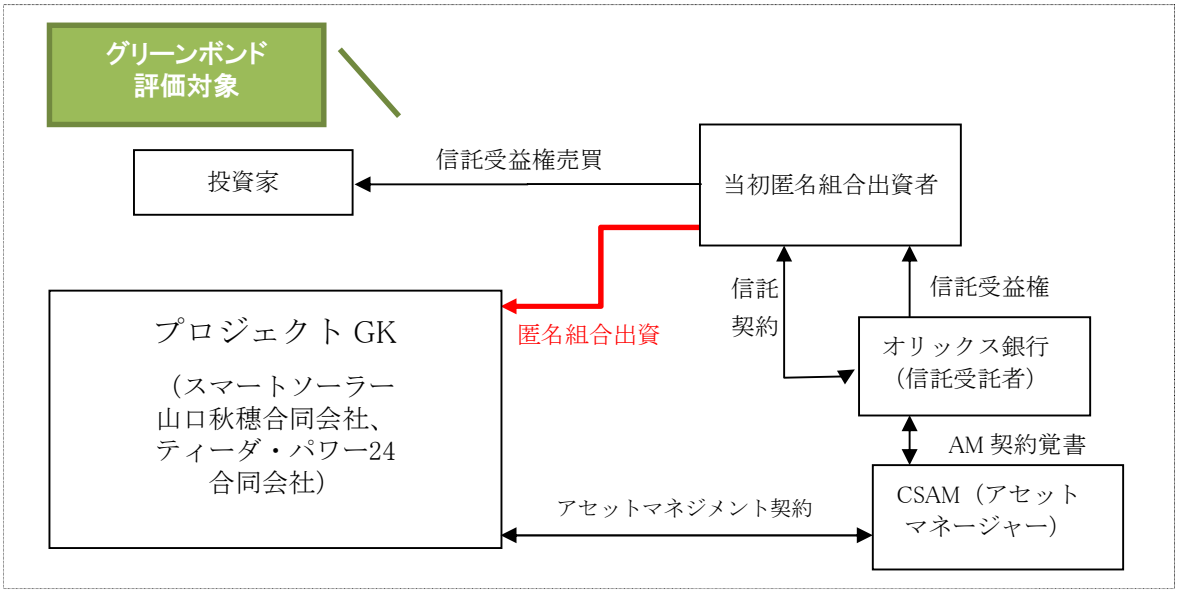

当初の匿名組合出資者は、匿名組合出資持分を信託受託者に信託する。信託受託者は、匿名組合出資持分の信託分について信託受益権を発行し、当初匿名組合出資者に渡す。この信託受益権を投資家に譲渡することで、投資家は匿名組合出資持分の所有者となる。本件の評価対象は、この匿名組合出資持分を裏付けとした信託受益権である。

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の 100%が太陽光発電設備への充当であり、CO_2削減効果が高い。

本件の評価対象である信託受益権の発行代わり金は下表記載の太陽光発電設備 2 件に対する匿名組合出資持分の取得に全額が充当される予定である。すべての発電施設は 2016 年 11 月から 2017 年 1 月までの間に商業運転を開始している。CSP が提出した発電量予測によれば、下表のとおり、対象資産の年間平均発電量の合計は 38,580MWh であり、CO_2 削減量に換算すると年間平均 25,148t-CO_2 の削減効果がある。

（対象資産一覧）

物件名称	所在地	発電出力	想定年間発電電力量（20 年間平均）	年間 CO_2 削減量（予測値）（20 年間平均）＊
CSJ 上北郡六戸町発電所	青森県六戸町	10,204.48kW	約 11,139MWh	約 6,104t-CO_2
スマートソーラー山口秋穂発電所	山口県山口市	23,829.75kW	約 27,862MWh	約 19,377t-CO_2

（引用元：技術デューディリジェンス報告書、想定年間発電電力量は発電所内消費分を除く）

＊：CO_2 削減量計算方法=想定年間発電量×調整後排出係数（平成 28 年度（最新の数値））
調整後排出係数は、電気事業者ごと、年度ごとに環境省から数値が発表されている。

本件の信託受益権の対象となっている匿名組合出資契約において、営業者であるスマートソーラー山口秋穂合同会社及びティーダ・パワー24 合同会社は当初出資金を本事業のためにのみ用いなければならない、と明記されている。また、関連資料を確認し、当初匿名組合出資金は全額が本件のグリーンプロジェクトに充当されていることを確認している。

ii. 垂直統合型モデルにより、プロジェクトの持続可能性を高めている。

対象資産で供給される太陽電池モジュール等太陽光発電設備のシステム部品等は、スポンサーが属する、カナディアン・ソーラー・グループ(CSI およびその子会社等を指す)により製造されている。同グループは、太陽光発電設備の製造について、豊富な実績を有している。また、同グループは、太陽電池モジュールの製造から太陽光発電設備の開発及び運営までを一体的にカバーする「垂直統合型モデル」を採用していることによって、システム費用の抑制、コスト効率的な設計が可能となり、発電コストの引き下げを実現している。我が国では、固定価格買取制度の下、再生可能エネルギー拡大のため、全ての電力利用者が再生可能エネルギー発電促進賦課金を負担している状況にあるが、かかる国民負担の増加傾向を抑制するためには買取価格の中長期的な低下が不可欠である。JCR では、我が国の実情に合わせた運営による太陽光発電設備事業の高効率性、技術力、堅実な運営力が、同プロジェクトの長期的な持続可能性を高めていると考えている。

なお、対象事業において使用される太陽電池モジュールについては、テュフ・ラインランド社から ISO 認証を取得した工場で生産・管理を行っている。

（引用元：CSP　ウェブページ「事業概要」より）

iii.資金使途は、ICMA のグリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているプロジェクトのうち、再生可能エネルギーに該当する

b. 環境に対する負の影響について

本信託受益権の対象となるグリーンプロジェクト 2 件について、いずれも深刻な負の影響は想定されないことが外部機関による技術デューディリジェンス報告書で明らかとなっている。
太陽光発電設備の設置に際して、環境に負の影響を及ぼす主なものは以下の通り。

i. 事業対象サイトが山の斜面等を利用している場合に、土砂災害のおそれ
ii. ソーラーパネル機器・配線損傷による漏電、地震災害により破壊された発電機器からの感電被害などのおそれ
iii. ソーラーパネルの設置と景観との調和、ソーラーパネルからの反射光に対する近隣住民から苦情が出るおそれ

本件対象プロジェクトでは、各プロジェクトに関する環境への負の影響の有無について、デューディリジェンスの一部として土壌汚染レポートによる環境調査、立地環境に係る環境評価会社からの第三者評価が実施されている。

環境に負の影響を及ぼす主なものについては、下記の通り適切な緩和措置が取られており、環境改善効果を上回るような負の影響は想定されない。

i.については、グリーンプロジェクト 2 件の立地場所はいずれも平地であり、土砂災害の原因とはならない。

ii.については、グリーンプロジェクト 2 件の O&M 業者であるカナディアン・ソーラーO&M ジャパン株式会社及び株式会社東芝が監視・点検業務を行っており、機器異常が発生した場合は適切に対応を行っている。

iii.については、法律ならびにグリーンプロジェクト 2 件の立地する地方自治体の条例を遵守するとともに、近隣住民への説明を実施し、理解ならびに協力を得る体制を築く努力を行っていることを JCR は確認した。

c. SDGs との整合性について

本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献する。

目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9. 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。

目標 7：エネルギーをみんなに　そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2. 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

目標 11：住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

目標 12：つくる責任、使う責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

評価フェーズ２：管理・運営体制及び透明性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対する JCR の評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営体制及び透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

（1）評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性、及び、一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

（2）評価対象の現状と JCR の評価

a. 目標

カナディアン・ソーラーは、太陽光発電設備という再生可能エネルギー分野に特化した、いわゆるピュア・プレイヤーとして、持続可能な環境の維持に大きく貢献することを目的としている。本信託受益権の対象プロジェクトを通じ、我が国の再生可能エネルギーの普及の拡大と持続可能な環境社会の実現に寄与することを目的としていることを、経営陣に対するヒアリングを通じて JCR は確認した。

b. 選定基準

開発を行った CSP では、取得資産にかかる企画・開発において、下記点を含めて留意することで、環境への負の影響の緩和、長期的に安定的な発電事業実施に努めていることを確認した。

i. **設備建設用地の厳選**

太陽光発電所の開発プロジェクトの計画及び基本設計段階において、以下の項目を十分に検討したうえで、設備建設用地の選定を実施している。

（ア）環境条件
（イ）接続電気事業者との連系
（ウ）敷地確保の容易性

ii. **設備の堅牢性確保**

太陽光発電所の開発プロジェクトにおいて、プロジェクト・マネージャー業務の推進を第二種及び第三種電気主任技術者、第一種電気工事士等の有資格の技術者が担当し、その監督のもと、実績豊富な大手 EPC 業者に元請発注を実施している。
提携エンジニアリング会社による、設備建設用地の機構・地質等を考慮した構造チェックに加えて、カナディアン・ソーラー・インクによる設計チェックを実施している。

iii. **高効率かつ出力安定的なモジュールの採用**

太陽光発電所の開発プロジェクトにおいて、カナディアン・ソーラー・グループ製モジュールを採用している。カナディアン・ソーラー・グループは、自身が供給する太陽電池モジュールに対して 25 年間の出力保証を行っている。

iv. **設備発電量損失の最小化**

太陽光発電所の開発プロジェクトの設計において、影の影響や送電ロス等の外的要因による設備発電量の損失を抑制するため、調達する機器・資材等の構成や設備のデザイン等の最適化に努めている。

c. プロセス

本信託受益権は、匿名組合出資者の役員会の決議を経て決定されている。上述の選定基準及びプロセスは投資家に対して各種資料にて説明されている。

2. 資金管理の妥当性及び透明性

（1）評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

（2）評価対象の現状と JCR の評価

a. 本信託受益権の発行代わり金の資金使途は、本件プロジェクトに出資していた匿名組合出資持分の取得であり、これ以外の目的に充当される予定はない。

b. 本信託受益権の発行代わり金は、即座に匿名組合出資持分の取得に全額が充当されるため未充当資金はない。

なお、今回の匿名組合出資持分の信託受益権の金額設定は、将来的に発生するキャッシュフロー予測を CSE が計算したうえで、本信託受益権の金額設定を行ったことを JCR は確認した。また、今回の信託受益権の発行によって当初匿名組合出資者（CSE Japan Investment Company Limited、CSI の100%子会社）が得た資金は、新たな太陽光発電設備への再投資を予定していることも併せて確認している。

3. レポーティング体制

（1）評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

（2）評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本信託受益権の発行代わり金は、匿名組合出資持分の取得に直ちに全額が充当されるため、未充当資金に係る期中のレポーティングは現在のところ想定されない。また、本信託受益権の裏付けとなっている匿名組合出資持分の売却については、2037 年 9 月末に設定されている信託満了日の 6 か月前まで出来ないことが信託契約に明記されている。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

取得資産の CO_2 削減量など環境改善効果は本評価の過程で算定が行われている。（計算式など算定根拠も明らかとなっている。）今後、同社は年に 1 回（12 月）、発電量の実測値から所定の計算方法により計算した CO_2 削減量について、投資家に対して定期的な開示が行われる予定である。なお、CSAM は信託満了日まで、レポーティングの状況の正確性について年に 1 度 JCR の第三者レビューを受ける予定である。

4. 組織の環境への取り組み

（1）評価の視点

本項では、本プロジェクトの当初スポンサーの経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド投資方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

（2）評価対象の現状と JCR の評価

アセットマネージャーの親会社である CSI は、環境及び社会配慮に対してより広範かつ深く貢献している。2017 年 12 月に公表された 2016 年のサステイナビリティレポートによれば、環境・社会配慮面での同社の達成した実績は以下の通りである。

i. CSI 自社保有の PV プラント（太陽光発電所）の発電量を 2 年間で約 20 倍に増加させた。
ii. 2014 年に比して水使用量は 2 年間で 1MW あたり約 52%削減された。
iii. 2014 年に比して排水量は 2 年間で 1MW あたり約 65%減少した。
iv. 2011 年に比して、1KW あたりの CO_2 排出量は、約 41%削減された。

CSI は、社会配慮面においても優れた実績を収めている。

i. 第三者機関が世界共通基準のもとで世界最大規模の調査を行い、エンプロイヤーブランドの高い企業を表彰する 2016 年ランスタッドアワード[3]で、カナダで最も魅力的な雇用主に選出された。
ii. 同ランスタッドアワードで、社会責任ランキング 1 位を獲得。
iii. 2016 年は、全雇用者数以上の延べ人数（約 11,000 人）のスタッフにトレーニングを実施した。

経営陣による明確な環境・社会配慮にコミットする意思表示がなされている。

会長兼 CEO である Dr. Shawn Qu 氏は、以下のように環境・社会配慮について述べている。

〝世界的な太陽光発電メーカーの一つとして、我々は日常行うビジネスのすべての場面において、持続可能な発展に関与している。大局観に従ったスマートな発展は、我々をよい未来に導いてくれるだろう。〟

CSP ならびに CSAM は、CSI の環境及び社会に対する方針を遵守している。

各取得資産について、外部機関によるチェックを複数受けている。例えば、デューディリジェンスの一環として、土壌汚染レポートなどの環境調査、テクニカルレポート、などが挙げられる。

[3] 日本では、日清食品ホールディングス、トヨタ自動車、サントリーホールディングス等が受賞している。

〈カナディアン・ソーラー・プロジェクト株式会社（CSP）〉

2014 年に設立された、太陽光発電モジュールの世界的メーカーであり、太陽光発電所の開発も手掛ける、米 NASDAQ 市場上場のカナディアン・ソーラー・インクのグループ企業である。CSP は、太陽光発電所のデベロッパーとして日本各地で太陽光発電所の開発を手掛けている。

CSP は自社ウェブサイトにおいて、「グループ会社であるカナディアン・ソーラー社が開発を続ける太陽電池モジュールの先進的な技術をいち早く日本国内の発電事業に結び付け、環境に優しく、安全なエネルギーを日本国内に安定的に供給します。」と記載している。

〈カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社（CSAM）〉

2016 年に、インフラ資産等を運用する投資法人である「カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人」の資産運用を受託する会社として設立された資産運用会社であり、CSP の子会社である。

〈カナディアン・ソーラー・インク（CSI）〉

2001 年 10 月にカナダで設立された、太陽光発電モジュールの世界的メーカーで、スポンサー及び資産運用会社の親会社。製造における一貫生産から販売にとどまらず、メガソーラー発電所の開発・運用までをグループで手掛ける垂直統合モデルを指向している。

当社は、10 年に環境マネジメントシステムの仕様を定めた「ISO14001:2004」の EMS 認証を取得している。

また、経営方針の一つとして「環境方針」を定めており前述の CSP 並びに CSAM も、CSI グループとして、「環境方針」を順守した運営を行っている。

「環境方針」では、最高の環境基準を達成し、維持する業務に従事することを定めているほか、周囲の環境の重要性を認識し、環境を実際に改善するプロジェクトやサービスを提供するように努力すること等を打ち出している。

さらに、環境目標及びパフォーマンス等の妥当性及び効果について、毎年継続的レビューをし、審査を行うことや、「環境方針」についても継続的な適合性やパフォーマンスを確実にするために定期的に見直しを行っているなど、再生可能エネルギー事業を行う企業グループとして、環境を重視した経営を行っている。

■評価結果

評価対象の信託受益権は、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」において“g1”、「管理・運営体制及び透明性評価」において“m1”としたため、「総合評価」は“Green1”とした。また、本信託受益権は、グリーンボンド原則及び環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

【新規】

対象	信託設定日	信託満了日	配当率	評価
匿名組合出資金 信託受益権	2018 年 8 月 6 日	2037 年 9 月 30 日	実績配当	JCR グリーンボンド評価　Green1 グリーン性評価　g1 管理・運営・透明性評価　m1

（担当）菊池　理恵子・梶原　康佑

本件グリーンボンド評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド評価は、評価対象であるグリーンボンドにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンボンドで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドの調達計画時点又は調達時点における資金の充当等の計画又は状況を評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンボンドにより調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/）の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンボンド評価：グリーンボンドにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- 環境省　グリーンボンド外部レビュー者登録
- ICMA（国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- 信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
- EU Certified Credit Rating Agency
- NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部　　TEL：03-3544-7013　FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル